

教育委員会会議 定例会

令和3年4月14日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 1 号 令和3年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について

第 2 号 令和3年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について

2 報 告 事 項

な し

3 その他報告

な し

議案 第 1 号

令和3年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について

令和3年度山梨県教科用図書選定審議会委員（20人）を次のとおり決定する。

教科用図書選定審議会委員（別紙）

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第10条の規定に基づき、委嘱・任命する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案 第 2 号

令和3年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について

令和3年度山梨県教科用図書選定審議会に対し次のとおり諮問する。

諮問第一項

令和3年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について

- 1 中学校用教科用図書「社会（歴史的分野）」の採択基準について
- 2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」の採択基準について

諮問第二項

教科用図書採択権者に供する採択参考資料について

- 1 中学校用教科用図書「社会（歴史的分野）」を採択する採択権者に供する採択参考資料について
- 2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」を採択する採択権者に供する採択参考資料について

諮問第三項

教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について

- 1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について
- 2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について
- 3 採択の公正確保について

諮問第四項

県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和4年度使用教科用図書の採択について

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条の規定に基づき、諮問する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(令和3年4月14日 定例教育委員会)

課名

義務教育課

件名	令和3年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱・任命について 令和3年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について
経緯	<ul style="list-style-type: none">○ 令和4年度使用教科書の採択について<ul style="list-style-type: none">・ 中学校用教科書「社会（歴史的分野）」・ 特別支援教育関係教科書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」○ 選定審議会の設置について<ul style="list-style-type: none">・ 県教育委員会は、市町村教育委員会及び義務教育諸学校（公立以外）の校長の行う採択事務について、指導、助言、援助を行う。（無償措置法10条）・ 県教育委員会は、指導、助言、援助を行う際、毎年度選定審議会を設置し、審議会の意見を聞かなければならない（無償措置法11条）○ 選定審議会委員について<ul style="list-style-type: none">・ 委員は、本県の条例により20人とされており、以下のとおり構成される。<ol style="list-style-type: none">1 義務教育諸学校の校長及び教員2 県教育委員会の指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村教育委員会の教育長、委員及び指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員3 教育に関し学識経験を有する者（山梨県教科用図書審議会の定数に関する条例）（無償措置法施行令9条）○ 審議会への諮問事項について<ul style="list-style-type: none">・ 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。（無償措置法施行令8条）<ol style="list-style-type: none">1 採択基準の作成2 選定に必要な参考資料の作成3 その他指導、助言又は援助に関する重要事項4 県立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に関する事項
内容	令和3年度山梨県教科用図書選定審議会委員の委嘱、任命について 令和3年度山梨県教科用図書選定審議会委員（案）（別紙） 令和3年度山梨県教科用図書選定審議会に諮問する事項について <ol style="list-style-type: none">1 令和3年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について2 教科用図書採択権者に供する採択参考資料について3 教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について4 県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和4年度使用教科用図書の採択について